

おおつ民児協連だより

第13号 2018年9月

発行者:大津市民児協連

会長 津田 洋子

平成30年度大津市民児協連理事研修会

当初6月19日、20日に理事研修会の予定でしたが、前日の18日に大阪府北部地震が発生したため7月24日、25日に延期され、猛暑の中での研修会となりました。

理事37名、大津市・市社協・事務局4名の計41名で1日目は姫路市民児連を訪問し交流研修会を行い、2日目に「障害者就労施設スワン」と「しあわせの村」を見学・研修してきました。

【姫路市民生委員児童委員連合会との交流研修】

＜姫路市の概要＞面積534.35km² 人口531,526人
高齢化率25.67% 小学校数70校 法定民児協数15
(区割り2～7校区単位) 民生児童委員定数924名
(欠員17名) 主任児童委員数62名。

会議では民生委員児童委員のなり手不足や1期目で退任される委員の対応策など活発な意見交換がありました。

姫路市は自治会の組織力が充実しているため加入率が90%を超えて地域力も強く、災害時の対応も日頃から近隣の市町や単位民児協同士で災害時の協力体制をつくり、災害時要援護者支援協議会を立ち上げていること、救急車対応時には「いのちのバトン」も活用されていると説明されました。

姫路市が見守りに関して特に取り組んでおられる事に「民生・児童推進委員」という制度があります。これは大津市では福祉委員にあたるものですが、姫路市の場合は全11条で構成された設置要綱が定められ、区域担当の民生委員児童委員1人につき2人の推進委員が設置可能で市長、社協理事長、民児連会長が委嘱するとなっております。推進委員は民生委員児童委員によって推薦されます。

研修会最後に一色研修担当参与より「民生委員は負担が大きいと言われますが、負担は『やりがい』であるという認識で、また人さまから『ありがとう』と言っていただく言葉を大切にこれからも頑張っていきましょう」と閉会の挨拶を申し上げますと、姫路民児連の松尾副会長様より「姫路市を研修先を選んで下さり感謝しております」とお応えいただき充実した交流研修会が終了いたしました。

【障害者就労施設スワン 太陽公園（姫路市）内】

太陽公園は、姫路市出身の門口堅蔵氏が「旅に出るのが難しい障害者に世界旅行をしている気分を味わってもらえるように」という思いから造られました。

【しあわせの村（神戸市北区）】

しあわせの村は、神戸市民の福祉の総合的推進を図るため、あふれる緑の中で子供から大人まで、お年寄りも障害のある方も誰もが楽しめる甲子園球場53個分の広さを持つ総合福祉施設です。主な施設としては、日本庭園、果樹・薬草園、キャンプ場、馬事公苑、テニスコート、球技場、温泉・宿泊・研修施設、障害者支援施設、障害者デイサービス、特別養護老人ホーム、認知症専門病院、保育園などが一つの村として整備されていました。（広報部会 成山照代）



大津市社会福祉協議会が目指す権利擁護支援

～その人の生き方を応援します～

認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方などで、判断能力が不十分な方に対する援助として「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見制度」があります。

この2つの制度はよく似ていますが、対象者の要件や援助できる範囲（権限）などが異なっています。

大津市社会福祉協議会では、平成12年度から「**地域福祉権利擁護事業**」を平成28年度から「**法人後見事業**」を実施し、安心して暮らし続けるための援助を行っています。



制度の概要 及び 利用状況

制度	成年後見制度 (補助・保佐・後見)	地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)																
所管庁	法務省(民法)	厚生労働省(社会福祉法)																
概要	財産管理や身上監護に関する法律行為全般	日常的な生活援助の範囲内での支援																
具体例	●施設への入退所契約、治療、入院契約 ●不動産の売却や遺産分割 ●消費者被害の取消し	●福祉サービス利用の申し込み ●ご本人の契約手続きの援助 ●日常生活上の必要資金の出し入れ																
相談窓口	弁護士・司法書士・社会福祉士等 大津市権利擁護サポートセンター	社会福祉協議会																
申込み	家庭裁判所へ申立	社会福祉協議会へ申し込み																
利用手続	家庭裁判所による選任	本人との社会福祉協議会との契約 ※本人の同意が必須																
費用報酬	家庭裁判所が決定	相談は無料、援助は有料(基準あり)																
代理権	あり (補助・保佐の場合は申立が必要)	あり (在宅福祉サービスの利用手続き、 預貯金の払い戻し、支払い等の代行)																
監督機関	家庭裁判所、後見監督人、任意後見監督人	都道府県社会協議会、運営適性化委員会																
利用状況 (大津市社協)	●受任状況(平成30年6月末現在) 後見 8名 保佐 9名 補助 2名 計 19名 <table><tr><td></td><td>高齢</td><td>知的</td><td>精神</td></tr><tr><td>在宅</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>施設</td><td>6</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>入院</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr></table>		高齢	知的	精神	在宅	5	2	2	施設	6	0	1	入院	0	0	1	●契約者数(平成30年6月末現在) 認知症高齢者 43名 知的障害者 69名 精神障害者 36名 その他(身障ほか) 14名 計 162名 ●相談者数(うち契約した人数) 平成27年度 127名(55名) 平成28年度 117名(36名) 平成29年度 177名(49名)
	高齢	知的	精神															
在宅	5	2	2															
施設	6	0	1															
入院	0	0	1															

例えば…
こんなことで
困っています
せんか？



お金が入ると
すぐに使って
しまう



通帳やキャッシュ
カードを失くして
しまう



支払いや手続き
がわからない



親族・第三者か
らお金をとられ
ているかも？



判断能力の低下などで「選択」や「自己決定」ができない際の本人の意思や利益を守り、代弁することが権利擁護における大切な意思決定支援です。



約7割の方が契約に至らない背景には、①ご本人の拒否(まだ頑張りたい) ②意志確認が困難(成年後見制度の検討へ) ③ガイドライン非該当などがあげられます。



大津市権利擁護サポートセンターとの連携

大津市権利擁護サポートセンターは、大津市の委託を受けて「認定特定非営利活動法人あさがお」が、平成28年4月から運営しています。



権利擁護に関する普及・啓発、人材育成、市民後見推進事業、高齢者虐待対応・スーパーバイスなど、権利擁護・成年後見に関する相談窓口として開設されました。

■「あさがお」は法人後見を行う事業所として平成17年に設立されました。

■明日都浜大津4F



■あさがおとの連携会議を開催しています(1回/月)

各種関係機関との連携

制度利用につながる方のほとんどは、福祉関係機関からの相談です。民生委員のみなさんをはじめ、地域の各相談支援機関による実態の把握が要です。

■平成29年度 契約者の相談経路

相談経路	ケアマネジャー	行政機関	すこやか包括	医療機関	部門内社協	知的障害者支援機関	権利擁護サポートC	知人親族	養護施設関係	虐待防止センター	他市町村社協	その他
49	9	8	6	5	5	5	3	2	2	1	1	2

ご利用者（被後見人含む）の生活状況や金銭管理能力、家族との関係などが、本人を取り巻く環境を把握することが、支援への第一歩です。そのためにも、日頃からの関係機関との連携に努めています。



相談機関連絡会は平成5年より26年間継続中！

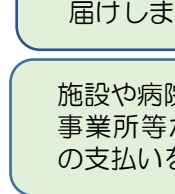
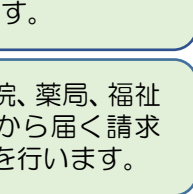


■司法、保健、福祉など約70の相談機関に呼びかけています。

こんなお手伝いをしています

日常の具体的な支援は、生活費や各種支払いの代行のほか、ご利用者の状況に応じて、行政窓口への同行、暮らしの中の困りごと相談など様々です。また、債務整理や労働問題など専門相談につなぐ場合も少なくありません。できる限り本人の意思を尊重しながら、本人の権利や生活を守ります。

権利擁護支援グループのメンバー

					
					
銀行窓口で、生活費等を引き出し、本人へお届けします。	代理や同行による、様々な申告、届出などのサポートを行います。	医療や介護、福祉サービスなどが適切に利用できるよう支援します。	ご本人にかかわる支援者や支援機関とのケース会議に参加します。		
施設や病院、薬局、福祉事業所等から届く請求の支払いを行います。	家計管理の経験が乏しい方には、やりくりや買い物の仕方なども援助します。	通帳や印鑑のほか、年金証書や権利証類・契約証類などを預かります。			

さまざまな災害に備えましょう！

地震や豪雨、台風など、昨今は重大な災害が頻発しています。私たち民生委員児童委員は、平素からネットワーク台帳の整備などの活動で、地域の見守り活動強化に努めていますが、今一度取り組みの再点検を行いましょう。

- ◆居住者状況表とネットワーク台帳を照合し、地域の自治会役員や福祉委員と連携して、担当地域内の『避難行動要支援者』を把握しましょう。
- ◆『いのちのバトン』の取り組みを徹底しましょう！！
- ◆緊急時には、先ずご自身とご家族の安全確保を図りましょう。
- ◆担当地域の一時避難場所、避難所を確認しましょう！！
- ◆緊急速報で『避難勧告』、『避難指示』が発令された場合は速やかに行動に移しましょう。

※大津市の避難行動計画などについては、2015年9月発行の「おおつ民児協連だより」第5号で特集しています。

高齢者部会開催報告「終活を考える」 高齢者部会 福田正彦

日本人の平均寿命は、男性８１歳、女性８７歳と長寿命化が進みましたが、いずれ間違いなく誰もが終末を迎えます。

日夜元気に活動している民生委員児童委員も、いずれ多くの方々のお世話になり、そして終末を受け入れなければなりません。

そのための準備として、或いは自分らしく生きた証を見直すため、「終活」を行う意義が有るのではないのでしょうか。

今回「終活を考える」をテーマとし、講師に大津市社会福祉協議会の山口浩次事務局次長をお願いし、エンディングノートを参考に「終活」を学びました。

皆様は、日頃高齢者に対し心配りをされ、相談にも乗っていただいておりますが、一人暮らしで親族と疎遠な方も多く、入院や認知症になった場合の処置或いは死後の始末を心配され、また、ご家族とお住いになっておられる方でも介護方法、終末期の医療方針、相続、葬儀や埋葬の方法等を気に掛けておられる方もございます。

振り返って私たち委員自身も生きた証を整理し、何を残すか、これからの生きる方向は、このままで良いのかを改めて考える良い機会になったと思います。

今回の研修には、会場一杯の参加をいただき、委員の皆様も「終活」を日頃気にかけておられる事と改めて確認したところです。

また、研修後のアンケートでも研修内容に約８０％以上の委員から好評価を受け、十一月予定の第２回研修会への要望事項も多くいただきました。

高齢者部会では研修会のご意見をお聞きし、「終活」をより記録しやすいエンディングノートとして市民の皆様にもご活用いただけるものを創っていきたいと考えておりますので、是非皆様のご意見とご協力お願い致します。

古の歌人在原業平は、古今和歌集に、「ついにゆく 道とはかねて 聞きしかど きのふけふとは 思はざりしを」と歌っておられます。現代の私達も、不明な明日を考えておく必要が有るのではないのでしょうか。

個人情報取り扱いにご注意ください！

委員の皆様におかれましては、情報の取り扱いや管理に留意されますように、また台帳を持ち歩いたりコピーされることは絶対に避けられますよう、ご注意ください。

★編集後記★ 大阪北部地震に西日本豪雨、立て続けに起こった大災害。地震により学区内でも鉄道が不通、道路も大渋滞となり通学・通勤の足は途中でストップ、マンションではエレベーターが停止。豪雨では土砂災害や河川氾濫による“避難指示”が現実のものに。私たちも日頃から安閑としていられない、“対岸の火事”と思われていた被害が身近でも起こりうるということを改めて実感させられたと同時に民生委員として何ができるのかを考える機会にもなりました。ある委員から、安否確認の訪問で一人暮らしの高齢者から「直ぐに訪ねてくれて心強かった」と感謝の声の報告も。今夏の災害は、日頃の見守り活動の大切さを再確認する機会にもなりました。（平野地区 小屋敷）